

# 所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況の公表について

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎、尿路感染症、帯状疱疹の疾病を発症したご利用者様に治療を行い、下記の算定要件を満たした場合に介護報酬で評価されることになりました。当法人の介護老人保健施設では、ホームページ上に実施状況をご報告、公表いたします。

## ■算定要件【厚生労働大臣が定める基準】

- ①所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められない。
- ②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することができないこと。
- ③所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。  
イ) 肺炎　ロ) 尿路感染症　ハ) 帯状疱疹　二) 蜂窩織炎
- ④算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

## ■所定疾患施設療養費 算定状況

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

	肺炎				尿路感染症				帯状疱疹				蜂窩織炎				合計	
	人数	日数	検査	投薬	人数	日数	検査	投薬	人数	日数	検査	投薬	人数	日数	検査	投薬	人数	日数
4月	1	7	採血	セフトリヤキソ	2	8	採血 検尿	セフトリヤキソ ケフラー	0	0	-	-	0	0	-	-	3	15
5月	1	7	採血 検尿	セフトリヤキソ	2	13	採血 検尿	ケフラー	0	0	-	-	0	0	-	-	3	20
6月	0	0	-	-	1	7	検尿	ケフラー	0	0	-	-	0	0	-	-	1	7
7月	0	0	-	-	3	21	採血 検尿	セフトリヤキソ ケフラー	0	0	-	-	0	0	-	-	3	21
8月	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0
9月	1	1	採血 検尿	セフトリヤキソ	2	9	採血 検尿	セフトリヤキソ ケフラー	0	0	-	-	1	1	採血	セフトリヤキソ	4	11
10月	1	4	採血 検尿	セフトリヤキソ	4	23	採血 検尿	セフトリヤキソ ケフラー	0	0	-	-	1	6	採血	セフトリヤキソ ケフラー	6	33
11月	2	9	採血	セフトリヤキソ ケフラー	1	5	採血 検尿	セフトリヤキソ ケフラー	0	0	-	-	0	0	-	-	3	14
12月	0	0	-	-	2	11	採血 検尿	セフトリヤキソ ケフラー	0	0	-	-	0	0	-	-	2	11
1月	1	6	採血	セフトリヤキソ	2	14	採血 検尿	セフトリヤキソ	0	0	-	-	0	0	-	-	3	20
2月	2	9	採血 検尿	セフトリヤキソ ケフラー	2	10	採血 検尿	セフトリヤキソ ケフラー	0	0	-	-	0	0	-	-	4	19
3月	0	0	-	-	1	6	検尿	ケフラー	0	0	-	-	0	0	-	-	1	6